

「機械の包括的な安全基準に関する指針」にかかる調査結果

愛知労働局 労働基準部 安全課

厚生労働省は、機械に係る労働災害を減少させるため「機械の包括的な安全基準に関する指針」を策定し、平成13年6月に公表しました。この指針は、以後の労働安全衛生法改正や国際規格策定等を踏まえ平成19年7月に改正され、現在では、産業現場における全ての機械についての安全基準等を包括的に定めており、安全基準の基本的な考え方を示したものとなっております。

愛知労働局では、第11次労働災害防止推進計画等において、挟まれ・巻き込まれ等の機械災害等を大幅減少させるため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知とその普及を進めることにしています。この「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知と普及を図るため、現状の普及状況等県内の概ね労働者数10人未満の規模の機械器具等を製造する627事業場と中古機械の販売等を行っている商社107事業場に対し、平成22年8月に通信指導と調査（第3回）を実施、その結果を下記の通り取りまとめました。

1. 調査対象について

調査は、愛知労働局より、調査票を各事業場に送付し、FAX等で回答をいただく形式で行いました。送付数及び回答状況は、右表のとおりです。

（有効送付数 = 送付数 - 転居先等不明）

	有効送付数	回答	回答率
常時労働者10名未満の規模の機械器具製造業	565	218	38.6%
中古機械の販売商社	93	34	36.6%

2-1 機械器具製造業における指針の認知状況について

「機械の包括的な安全基準に関する指針」の認知状況については、回答のあった218事業場のうち55事業場(25.2%)がその存在を知っていました。また、存在を知っている方々に、指針に定めている内容を知っているか否かをお尋ねしたところ、知っていると回答した事業場は55事業場の内47事業場(85.5%)という状況で、指針の存在を周知することが内容の理解を高めることが明らかになりました。

2-2 中古機械の販売商社における指針の認知状況について

「機械の包括的な安全基準に関する指針」の認知状況については、回答のあった34事業場のうち6事業場(17.6%)がその存在を知っていました。また、存在を知っている方々に、指針に定めている内容を知っているか否かをお尋ねしたところ、知っていると回答した事業場は6事業場の内4事業場(66.7%)という状況でした。

なお、自由回答では、指針の存在を知らなかった業者のうち、ユーザーから引き取った機械や装置が機械メーカーが出荷した時点と仕様が異なり、改造や他社メーカーの装置が組み込まれている機械を引き取ることもあり、問題化することを事前に回避するため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」を取り入れ機械等のメンテナンス整備や補修で安全基準に適合させていきたいというところもありました。

3.まとめ

今回実施した「機械の包括的な安全基準に関する指針」の認知状況については、61事業場(24.2%)がその存在を知っていましたが、存在を知っている方々に、指針に定めている内容を知っているか否かをお尋ねしたところ、知っていると回答した事業場は61事業場の内52事業場(85.2%)に留まっており、小規模の事業場ほど、多くが指針の存在や内容を知らないという状況が見られました。

また、いわゆる機械メーカーに該当するか否かをお尋ねしたところ、全体では、100事業場(40.8%)が、機械メーカーに該当するとの回答でした。その内、包括指針を利用していると回答したのは、33事業場(33.0%)でした。これも、小規模事業場ほど、利用していない割合がやや高い状況でした。

さらに、包括指針を活用(実施)している機械メーカーに、その活用(実施)状況を次の6観点でお尋ねしたところ

設計段階のリスクアセスメントに活用(を実施)している 72.7%

本質的安全設計方針に活用(を実施)している 81.8%

安全防護及び付加保護方針に活用(を実施)している 87.9%

使用上の情報の作成・交付に活用(を実施)している 72.7%

ユーザーからの知見等の情報収集に活用(を実施)している 84.8%

PL(製造物責任)法等の観点から、活用(実施)している 84.8%

となっています。

この調査対象の内、とに関しては、包括指針を利用している機械メーカーに該当する方からの回答であることを考えると、決して高い利用状況ではありません。

なお、中古機械の販売商社を含めたアンケート結果から見ますとユーザーに対する情報の提供が不十分な状況にあることが考えられます。

また、包括指針を利用していない理由等については、『指針を知らなかった』、『取引先の安全基準に従っている(ので、指針は利用していない)』、『取引先の指示に従っている(ので、指針は利用していない)』、『PL法及びCE対応設計をしている』等の回答がありました。

なお、今回の調査では機械販売商をアンケートの対象に含めた結果、機械を新規販売する際にユーザーから中古機械を引き取り、オーバーホールなどの整備・修理等を行っているものの「機械の包括的な安全基準に関する指針」への取り組みが弱いため、2次ユーザーに対して欠陥機械や不具合を残したままで転売してトラブルに巻き込まれることもあり、今後、積極的な対応に取り組みたいとの回答もありました。

「包括指針アンケート」の回答事業場の概要

平成22年9月30日現在

業務内容（製造する機械内容）	規 模		全体合計		9人以下		10-29人		30-49人		50人以上				
	機械設計・システム設計の有無		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無			
			有率		有率		有率		有率		有率				
食品加工機械等	7	20	25.9%		4	20	16.7%	2	100.0%	1	100.0%				
各種包装機械等	2	3	40.0%		2	2	50.0%	1							
各種搬送機械等	21	12	63.6%		18	9	66.7%	3	50.0%	3					
印刷機械等	1	1	50.0%		1	1	50.0%								
木材加工機械等	2	5	28.6%		2	5	28.6%								
射出成型機等	0	1	0.0%			1									
産業用ロボット等	3	3	50.0%		1	3	25.0%	1	100.0%	1	100.0%				
金属加工機械(プレス・シャーを除く)等	12	26	31.6%		9	23	28.1%	3	60.0%	2	1				
プレス・シャー等	1	4	20.0%		1	4	20.0%								
各種機械部分品等	9	21	30.0%		7	16	30.4%	1	20.0%	4	1	100.0%			
その他 機械設計	14	31	31.1%		9	22	29.0%	3	27.3%	8	2	1			
その他 システム構築	0	20	0.0%			17			2		1				
その他	3	6	33.3%		1	5	16.7%	1	50.0%	1	1	100.0%			
(業種について未記入)	0	25	0.0%			25									
送付数 658	回答率 38.3%	75	177	29.8%		55	152	26.6%	14	21	40.0%	5	4	1	100.0%
		合計	252	100.0%	207	82.1%	35	13.9%	9	3.6%	1	0.4%			

なお、実送付件数は719件であるが、廃業や県外移動等に伴い161件が返戻されたことから送付件数から除外した。

包括指針アンケート結果内容

質問	内容	規 模		全体合計		9人以下		10-29人		30-49人		50人以上			
		yes	no	yes	no	yes	no	yes	no	yes	no	yes	no		
質問 1	国(厚生労働省)が、機械に係る労働災害を減少させるために、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(以下「機械包括指針」)(同封パンフレット)を策定していることを知っていましたか？	61	191	24.2%	75.8%	49	158	23.7%	9	26	25.7%	7	1	100.0%	
		(yesの方は「質問2」へ、noの方は「質問3」へ)				(「回答数」を母数に%を算出)(全数)									
質問 2	この機械包括指針が、産業現場における全ての機械についての安全基準等を包括的に定めていることを知っていましたか？(全ての機械に適用する安全基準の基本的考え方であること)	52	9	85.2%	14.8%	43	6	70.5%	6	3	9.8%	4.9%	2	1	11.1%
		(「質問3」へ)				(「質問1」のYES数を母数に%を算出)									
質問 3	貴方の事業場は、この機械包括指針にある「機械の製造等を行う者」(機械メーカー)に該当しますか？	100	145	40.8%	59.2%	83	119	41.1%	14	19	42.4%	3	6	100.0%	
		(yesの方は「質問4」へ、noの方は「質問6」へ)				(「回答数」を母数に%を算出)(全数)									
質問 4	貴方の事業場では、機械を設計・製造等する際、この機械包括指針を活用(実施)していますか？	33	64	33.0%	64.0%	26	54	26.0%	4	9	4.0%	2.0%	1	1	1.0%
		(yesの方は「質問5」へ、noの方は「質問6」へ)				(「質問3」のYES数を母数に%を算出)									
質問 5	機械包括指針を活用(実施)している方にお伺いします。														
	設計段階のリスクアセスメントに活用(を実施)している	24	5	72.7%	15.2%	19	4	73.1%	4	4	100.0%		1	1	50.0%
	本質的安全設計方針に活用(を実施)している	27	4	81.8%	12.1%	24	2	92.3%	2	2	50.0%	25.0%	1	1	50.0%
	安全防護及び付加保護方針に活用(を実施)している	29	4	87.9%	12.1%	23	3	88.5%	4	4	100.0%		1	1	100.0%
	使用上の情報の作成・交付に活用(を実施)している	24	3	72.7%	9.1%	20	2	76.9%	2	2	50.0%	25.0%	1	1	100.0%
	ユーザーからの知見等の情報収集に活用(を実施)している	28	2	84.8%	6.1%	22	2	84.6%	3	3	75.0%	0.0%	1	2	200.0%
	PL(製造物責任)法等の観点から、活用(実施)している	28	1	84.8%	3.0%	24	2	92.3%	2	1	50.0%	25.0%	1	1	100.0%
		(「質問6」へ)				(「質問4」のYES数を母数に%を算出)									
質問 6	機械包括指針の説明会・講習会等があれば、参加を希望されますか？	83	161	34.0%	66.0%	63	137	31.5%	16	18	47.1%	3	6	1	100.0%
		(「回答数」を母数に%を算出)(全数)													